

良好な都市景観の形成を推進する上で、重要な要素である屋外広告物の表示及び掲出については、「東京都屋外広告物条例」に基づく制限により、良好な景観誘導を一体的に行い、周辺のまちなみとの調和を図っていきます。

#### 1. 屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針

屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用及び公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とします。

景観基本軸や大規模な公園・緑地等の周辺では、みどりや地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出とします。

歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまちなみなどに配慮して、屋外広告物を表示・掲出とします。

大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。

主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などをとらえて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めます。

地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めます。

地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、まちなみの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めます。

## 2. 景観形成特別地区における基準

景観形成特別地区（清澄庭園・水辺）においては、当該地区の景観形成の目標及び方針に基づき、建築物及び工作物の形態・意匠に関する制限にあわせて、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に、次に定める基準を加え、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

### (1) 清澄庭園景観形成特別地区

貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園の周辺において良好な景観を形成し、庭園内部からの眺望を保全します。

表示等を制限する範囲（規制範囲）

清澄庭園景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り表示できます。ただし、表示等にあたっては、下表に定める基準によります。

ア) 自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）

イ) 公共公益目的の広告物

ウ) 非営利目的の広告物

### 清澄庭園景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩 （「東京都景観色彩ガイドライン」参照）	建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 R ~ 10 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 Y R ~ 5 Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1 Y ~ 10 G</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 B G ~ 10 B</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 P B ~ 10 R P</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0.1 R ~ 10 R	5 以下	0.1 Y R ~ 5 Y	6 以下	5.1 Y ~ 10 G	4 以下	0.1 B G ~ 10 B	3 以下	0.1 P B ~ 10 R P	4 以下
色 相	彩 度												
0.1 R ~ 10 R	5 以下												
0.1 Y R ~ 5 Y	6 以下												
5.1 Y ~ 10 G	4 以下												
0.1 B G ~ 10 B	3 以下												
0.1 P B ~ 10 R P	4 以下												
表示等の制限の例外	建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												

(2) 水辺景観形成特別地区

観光振興の視点から水辺の魅力を向上していくため、スーパー堤防や護岸の整備、水域やテラスの活用とともに、夜景も視野に入れ、河川や運河に沿ったまちなみにおいて、良好な景観を形成していきます。

表示等を制限する範囲（規制区域）

水辺景観形成特別地区の区域内とします。

規制区域内で表示できる屋外広告物

表示等にあたっては、下表に定める基準によります。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

水辺景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	<p>広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。                      （JIS Z 9101に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤色又は黄色とします）                      光源は点滅させない。</p>												
広告物の色彩 （「東京都景観色彩ガイドライン」参照）	<p>建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>色 相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1 R ~ 10 R</td> <td>5 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 Y R ~ 5 Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>5.1 Y ~ 10 G</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 B G ~ 10 B</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1 P B ~ 10 R P</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0.1 R ~ 10 R	5 以下	0.1 Y R ~ 5 Y	6 以下	5.1 Y ~ 10 G	4 以下	0.1 B G ~ 10 B	3 以下	0.1 P B ~ 10 R P	4 以下
色 相	彩 度												
0.1 R ~ 10 R	5 以下												
0.1 Y R ~ 5 Y	6 以下												
5.1 Y ~ 10 G	4 以下												
0.1 B G ~ 10 B	3 以下												
0.1 P B ~ 10 R P	4 以下												
表示等の制限の例外	<p>許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。                      この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。</p>												

### 3. 屋外広告物の事前相談制度（景観法に基づかない江東区独自の取り組み）

屋外広告物は景観法上の届出対象行為ではなく、「東京都屋外広告物条例」を基に審査・許可されます。

しかしながら、これまで江東区は、良好な景観の維持及び向上を図るため、屋外広告物を届出対象としていた経緯を踏まえ、今後も、屋外広告物は「事前相談制度」の枠組みの中で、屋外広告物行政との連携を図り、その適正な表示及び掲出に取り組みます。

#### （1）事前相談制度の対象となる屋外広告物

広告塔・広告板の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更とします。

景観形成地区ごとの事前相談対象の屋外広告物は、下表のとおりとします。

景観形成地区	事前相談対象	景観配慮事項説明書提出日
下町水網地域 景観基本軸（臨海・隅田川） 景観形成特別地区 （清澄庭園・水辺）	表示面積 10㎡以上	東京都屋外広告物条例第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請を行う日（当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日）の15日前
深川萬年橋景観重点地区	表示面積 5㎡以上	

#### （2）屋外広告物表示等の届出（2部 - 正・副）

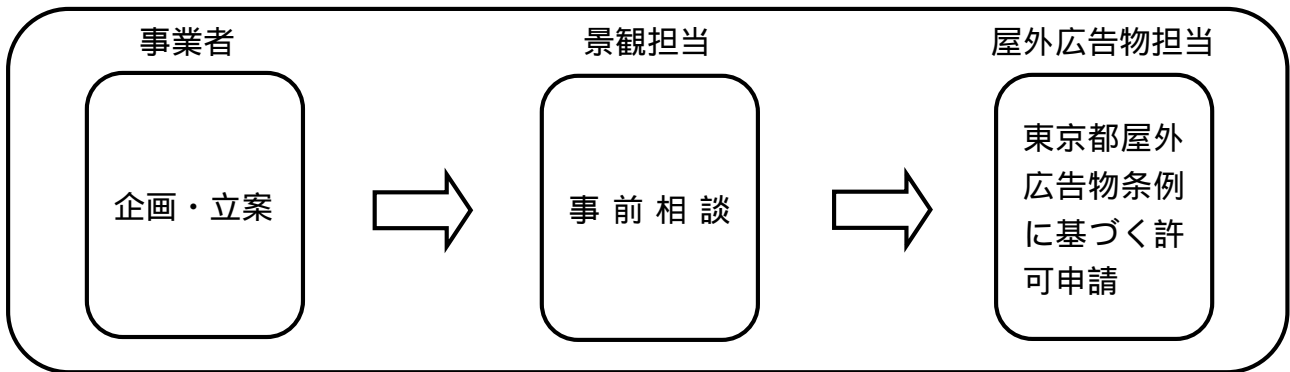
屋外広告物景観配慮説明書

屋外広告物景観配慮基準表

関係図書（図面サイズは原則としてA3判）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位 道路 目標となる地物
配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における広告物の位置
立面図（着色する。）	縮尺 広告物の大きさ 仕上げ方法（材質）及び色彩
完成予想図（着色する。）	広告物及びその周辺状況。ただし、大規模建築物以外の建築物に附属する広告物の完成予想図については、周辺状況を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
現況カラー写真	周辺の状況（2方向以上）

( 3 ) 事前相談手続き



事前相談日程の予約（必要に応じて相談を重ねてください。）

事前相談の場では、「屋外広告物景観配慮説明書・屋外広告物景観配慮基準表・図書」により、景観に対する配慮等を説明していただきます。

江東区との事前相談を踏まえて、景観への工夫や配慮を取り入れてもらいます。

( 4 ) 屋外広告物の表示及び掲出に関する配慮事項

配慮事項	配慮基準	解 説
1. 配置	広告物は、必要最小限とするように配慮する。	無秩序に、我勝ちに出される広告物は、美しいまちなみや風景を混乱させます。また、数量をむやみに増やしても宣伝効果は上がりません。広告物の配置は、必要最小限とし周辺景観に配慮することが大切です。
	配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方に工夫する。	配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方にも工夫することが大切です。
2. 規模	大規模建築物、高層建築物や主要な幹線道路への表示・掲出に限らず、まちなみの景観を阻害しないように小規模化や統一感があるように配慮する。	大規模建築物等への表示・掲出に限らず、大きすぎる広告物は、威圧感を与え、景観的に好ましくありません。周辺の景観を阻害しないように小規模化や統一感があるように工夫が望まれます。
	水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点からの見え方に配慮する。	河川・運河・海沿いにある広告物は、水上、対岸、橋梁などの多くの場所から眺望を受けると考えられます。計画にあたり、主要な眺望点からの見え方について十分配慮することが大切です。
3. 形態・意匠	建築物と一体的な形態・意匠となるように配慮する。	屋上広告は、最もよく目立つ広告物で、規模が大きくスカイラインへの影響も大きいものです。屋上広告は、建築物と一体的な形態、デザインとなるように配慮することが大切です。
	バランスを欠くような塔状のものは避けるように配慮する。	バランスを欠くような塔状のものは避け、安定感のある形態にすることが大切です。
	突出広告	列状等に集約化し、周辺の景観及び建築物と調和するように配慮する。

	壁面広告	壁面のデザインとの調和を図るよう配慮する。	大小様々な広告物を無計画に建築物の壁面に取り付けると、建築立面デザインを壊してしまいます。壁面広告は、設置位置や大きさ、色彩、デザイン等について壁面のデザインとの調和を図ることが大切です。
	独立広告	集約化を図り、建築物や外構のデザインと調和させるよう配慮する。	集合店舗や事務所ビルなどでは、それぞれが広告物を設置して乱雑なことになる場合が多くみられます。敷地内に共同掲示場所等による集約化を図り、建築物や外構のデザインとの調和を図ることが大切です。
		支柱部や支柱足元には、できる限りすっきりとしたデザインを施すよう配慮する。	支柱部や支柱足元のデザインにも配慮して、できる限りすっきりするように工夫することが大切です。
4 . 素材・色彩		地域特性にふさわしい落ち着いた色彩とし、彩度の高いケバケバした材質や色彩の使用は避けるよう配慮する。	原色などの鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみは雑然とします。周辺の地域特性にふさわしい、落ち着いた色彩とすることが大切です。彩度の高いケバケバしい材料や色彩は使用しないよう配慮することが大切です。
		耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものを使用すよう配慮する。	屋外広告物は、長期間の設置を目的とするため、耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものが望まれます。
5 . 緑化		独立広告の基礎部分はできる限り緑化し、外部空間との調和に配慮する。	独立広告の基礎部分は、できる限り植栽と一体的にデザインし、建築物の外部空間との調和に配慮することが望まれます。

#### 屋外広告物表示等の変更の届出

届出事項に変更があったときは、速やかに、「屋外広告物表示等の計画変更届出書」により、変更内容がわかる関係図書を添付して届け出てください。

#### 屋外広告物表示等の完了・中止の届出

届け出た屋外広告物の表示等を完了又は中止したときは、速やかに、「屋外広告物表示等の完了・中止届出書」により届け出てください。

なお、完了の場合には、完成写真（2方向以上）を添付してください。（1部）

景観の形成を進める上で、地域における風景の保全・育成・創造を進めるため、重要で価値のある建築物・工作物、樹木を都市景観重要建造物・樹木として指定することにより、その地域の個性として位置づけ、区民に愛着をもっていただき、これらを活用した景観の形成を図っていきます。

### 1. 都市景観重要建造物の指定の方針

都市景観重要建造物は、次に該当するもののうち、地域の景観上重要な価値があると認められるものを対象に、所有者並びに占有者又は管理者の同意を得て指定します。

- (1) 歴史・文化等との関連が深く、地域の個性と一体的な景観を構成しているもの
- (2) 地域住民に親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- (3) 地域の景観の形成に取り組む上で、重要な位置づけとされるもの
- (4) 外観・敷地の状況等が建設当時の状態で保存されているもの
- (5) 優れた技術・意匠などに特色があるもの

### 2. 都市景観重要樹木の指定の方針

都市景観重要樹木は、次に該当するもののうち、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、地域の景観上重要な価値があると認められるものを対象に、所有者並びに占有者又は管理者がある場合は、それらの者の同意を得て指定します。

指定にあたっては、「江東区みどりの条例」で規定する「保護樹木の指定」と連携した運用の検討を進めていきます。

- (1) 歴史・文化等との関連が深く、地域の個性と一体的な景観を構成しているもの
- (2) 地域住民に親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの
- (3) 地域の景観の形成に取り組む上で、重要な位置づけとされるもの

### 3. 都市景観重要建造物の指定経過

都市景観重要建造物として、平成16年8月に4橋を指定し、「万年橋」については、「景観重点地区」として、特色ある良好な景観形成を進めています。

#### 都市景観重要建造物としての「橋」(平成16年8月に指定)

名称	位置	形式	架橋年月
万年橋	小名木川 (常盤一丁目、清澄一丁目)	タイドアーチ	昭和5年11月
福寿橋	大横川 (平野四丁目、千石一丁目)	ワーレントラス	昭和4年 9月
亀久橋	仙台堀川 (平野二丁目、冬木)	ワーレントラス	昭和4年12月
東富橋	大横川 (富岡二丁目、牡丹三丁目)	プラットトラス	昭和5年 2月

1. 景観重要公共施設として位置づける公共施設

道路、河川、都市公園などの公共施設のうち、江東区の景観やまちなみを形成する上で、良好な景観の形成に重要であると認めるものを、景観重要公共施設に位置づけます。

これらの公共施設については、周辺と一体的な整備や管理を行い、良好で地域に親しまれる景観の形成に配慮した整備に取り組んでいきます。

今後においても、公共施設の整備計画に合わせて、景観重要公共施設として位置づけていきます。

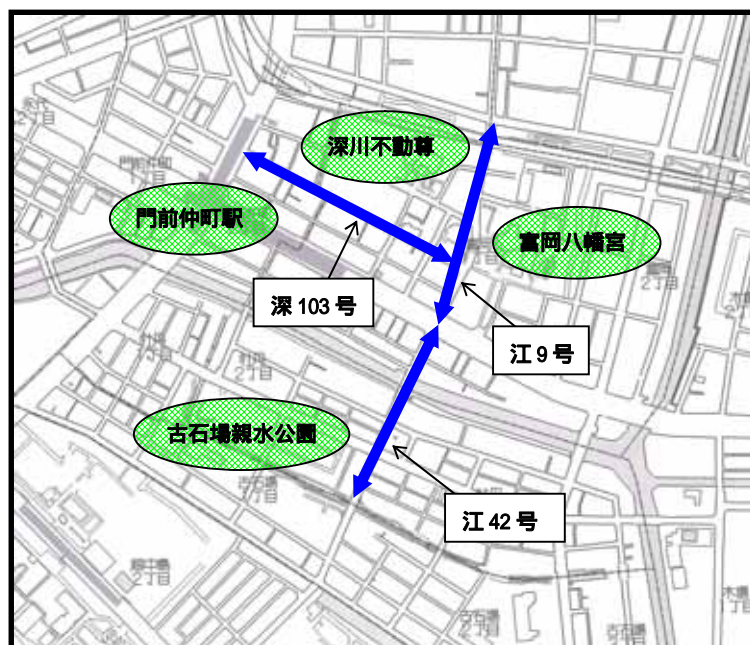
2. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 道路

区道 - 深103号・江9号・江42号

富岡地区は富岡八幡宮の門前町として栄えてきました。沿道に歴史的建造物が多くある 清澄通り～富岡八幡宮前(深103号) 首都高9号～永代通り(江9号) 永代通り～古石場親水公園(江42号)の3路線計約930mの無電柱化を行い、まちなみに合わせた景観を形成します。

この事業をモデル事業として、今後は、区内道路において無電柱化を進め、地域のまちなみに合わせた景観を形成します。



【区道 - 深103号・江9号・江42号】

## (2) 河川

### 隅田川

隅田川は、江戸の昔から人々に親しまれてきた河川であり、「隅田川流域河川整備計画(東京都建設局 - 平成19年6月策定)」に基づき、河川沿いの開発などに合わせて、親水護岸、テラス及びプロムナードを連続させて親水性を高め、河川を軸とした開放感とともに、美しく、庶民性の中にも品格のある景観を形成します。

### 小名木川

小名木川は、江戸時代には「塩の道」として水運が栄えた重要な河川であり、「江東内部河川整備計画(東京都建設局 - 平成17年9月策定)」に基づき、風情ある空間を創出する護岸などを整備し、江戸情緒を醸し出す水辺空間を形成します。

### 旧中川

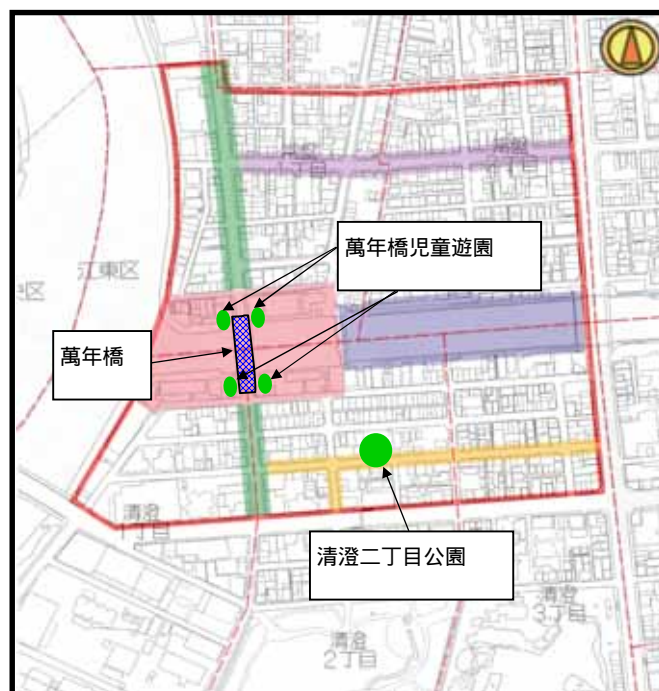
旧中川は、小名木川とともに江東内部河川を代表する河川であり、「江東内部河川整備計画(東京都建設局 - 平成17年9月策定)」に基づき、水位が一定で緩やかな流れをもつ河川の特徴を生かして、河川と公園の一体的な整備や、生態系に配慮した自然環境の創出などを進め、親水性の感じられる景観を形成します。

## (3) 都市公園

### 清澄二丁目公園(深川万年橋景観重点地区)

清澄二丁目公園は、都市公園法に基づく街区公園として昭和53年に開園しました。

平成19年4月、都市景観重要建造物の一つである万年橋を中心とする地域一帯を重点的に景観形成を図る地域として、「深川万年橋景観重点地区」に指定し、「江東区総合実施計画2007(江東区 - 平成19年3月策定)」に基づき、万年橋のライトアップ並びに清澄二丁目公園、万年橋児童遊園等の整備を区が先導的に行い、歴史的、文化的な特性を生かした特色ある景観を形成します。



【清澄二丁目公園等】 (P37参照)

1. 景観形成の推進体制

「江東区都市景観条例」において、景観の形成を適切に推進するために、江東区都市景観審議会及び江東区都市景観専門委員会を設置する規定を定めています。

(1) 江東区都市景観審議会

区長の附属機関として江東区都市景観審議会を設置し、委員は学識経験者、区議会及び公募区民等で構成されています。

条例の規定により定められた事項やその他景観の形成に関する次の重要事項を調査・審議します。

- 景観計画の策定や変更に関すること
- 届出制度に関する勧告や変更命令に関すること
- 都市景観重要建造物等の指定及び解除に関すること
- 景観の形成に関する重要事項に関すること

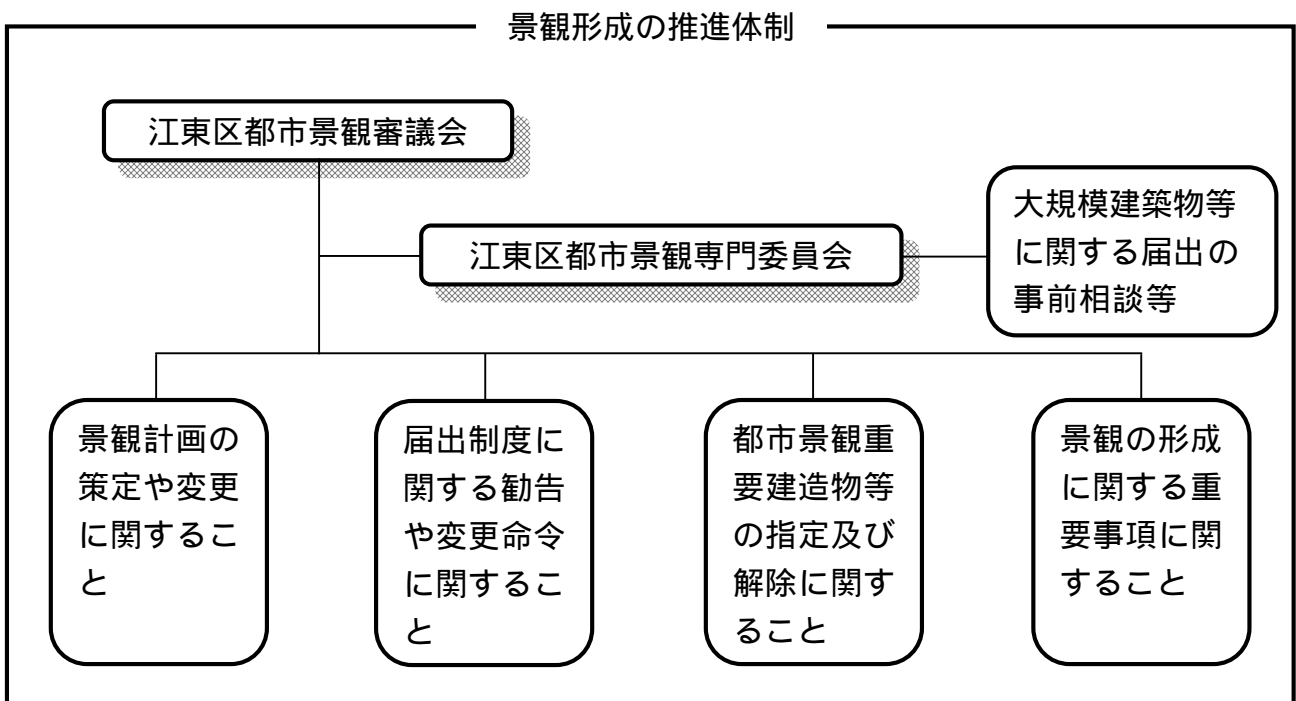
(2) 江東区都市景観専門委員会

都市景観審議会に都市景観専門委員会を置くことができる規定を定め、委員は都市景観審議会の学識経験者で構成されています。

次の専門事項を調査・審議します。

大規模建築物に該当する届出において、事前相談として、都市景観専門委員会の意見を聴くこと

- 景観の形成に影響を及ぼすと認められる行為に関すること
- 届出制度に関する勧告及び変更命令の手続き等を迅速に対応するため、特例的に専門委員会の議決をもって都市景観審議会の議決とすること



## 2. 区民・事業者等の役割

良好で魅力ある都市景観は、区民や事業者等にとってかけがえのない共有の財産です。まちをつくっていくのは、行政や専門家だけではなく、都市に住み、活動している区民・事業者・NPO団体の都市景観に対する深い関心と積極的な参加なくしては、都市景観をつくり、育てることはできません。

地域の個性や歴史・文化を守り、育て、つくり出すためには、区民・事業者・NPO団体は、景観形成の主体として取り組むとともに、行政と協働して景観形成を進めていく必要があります。

## 3. 区民・事業者等とともに進める景観の形成

### (1) 景観形成の情報・意見交換

円滑な景観の形成のため、区民・事業者・NPO団体が景観の形成に関する提言、その他の情報及び意見を交換する機会を設けます。

### (2) 支援

優れた景観の形成に寄与しようとする者に対し、技術的支援などを行うことができます。

### (3) 表彰

優れた景観の形成に寄与していると認められた建築物などの所有者、設計者などを表彰することができます。

### (4) 景観協定の認可

一定の地域内において、区民が主体的に景観の形成を目的とした協定をつくることができます。協定の内容が条例の趣旨に適合するものと認められるときは、区長がこれを認可します。

### (5) 景観形成区民団体の認定

景観の形成を目的として組織された団体の内、その活動が条例の趣旨に適合するものと認められるときは、区長が景観形成区民団体として認定し、協働で良好な景観の形成を図ります。

平成19年度に、萬年橋を中心とした地元町会の地域景観の保全及び形成を目的とする「深川萬年橋の景観を考える会」を認定しています。

### (6) 景観形成区民団体活動助成

景観形成区民団体が、良好な景観を創造し、育成し、又は保全するために行う普及啓発、研究等の活動に対して、助成金を交付することができます。

#### 4．隣接区・東京都との連携

従来より江東区では、住民に最も身近な地方公共団体として、豊かでうるおいのある都市景観の形成に積極的に取り組んできました。一方、実際のまちなみは、江東区の区域を越え、隣接区も含む連続したものとして展開し、形成されています。

そのため江東区では、東京都の景観基本軸（臨海景観基本軸・隅田川景観基本軸）や景観形成特別地区（文化財庭園等景観形成特別地区としての清澄庭園・水辺景観形成特別地区）を継承するとともに、隣接区における景観施策との連続性なども考慮した景観形成を図る施策を実施します。

このことを踏まえ、地域特性を生かしつつ隣接区や東京都と連携をとりながら、本計画の実現を図ります。

#### 5．景観形成の今後の検討事項

##### （１）下町水網地域内における地区別の景観形成の基本方針の策定

第3章「下町水網地域」において、白河・富岡・小松橋・東陽・亀戸・大島・砂町・南砂の8地区において、地区別の概要と景観形成の基本方針を記載しています。

今後は、地区別の特徴をより反映した景観形成の方向性について、

荒川、旧中川、北十間川をはじめとする水辺・親水公園・みどりなどの自然資源を活用した景観の形成について

神社・寺院・橋梁などの歴史的・文化的資源を活用した景観の形成について  
観光の観点からの景観の形成について

などを中心として、関係部署と連携を図りながら検討していきます。

##### （２）景観重点地区指定の今後の方針

本区は総じて開発動向が活発であり、新たなまちなみを形成する様々な試みが展開されています。今後は、地域の特性を生かすため、重点的に良好な景観の誘導及び保全を図ることが必要な地区を、景観重点地区として順次指定していきます。

##### （３）「10年後の東京（平成18年12月策定）」との連携

東京都では、「10年後の東京」という計画の中で、都市景観に関わるものとして、「省エネルギー対策の強化、校庭の芝生化、街路の緑化等、先駆的な地球温暖化・ヒートアイランド対策」などの施策を展開しています。

江東区は、地球温暖化・ヒートアイランド対策に対する環境負荷低減策として、屋上緑化や壁面緑化が有効であると考えています。

今後は、江東区の景観特性の一つでもある「豊かな水辺とみどりのネットワーク」の保全と拡充を図るとともに、自然のうるおいが感じられ、憩いとやすらぎのある都市景観の形成について、関係部署と連携を図りながら検討を進めていきます。

#### (4) 景観教育等の普及

区民や事業者などが、快適な景観の形成を主体的に捉え、また、積極的に良好な景観を守り、育むという意識を身につけるために、区からの情報提供、住民参加型のワークショップの実施や子どもたちを対象とする景観まちづくり学習の促進など、景観教育等の普及を検討していきます。



【江東花火大会】



【大横川のさくら】



【亀戸天神社】